

・当院は保険医療機関の指定を受けております。

・当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、関東信越厚生局長に届出をしております。

#### 機能強化加算

当院では、地域におけるかかりつけ医機能として、『機能強化加算』の届出を提出しており、以下の対応を行っています。

1. 他医療機関の処方医薬品を含めた服薬管理
2. 健康診断の結果等の健康管理に係る相談
3. 保健・福祉サービスに関する相談
4. 診療時間外・夜間・休日のお問い合わせへの対応
5. 必要に応じ、専門医や専門医療機関への紹介  
受診されている他医療機関や服用されているお薬の確認にご協力ください。

#### 明細書発行体制

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

#### 医療情報取得加算

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。

#### 医療 DX 推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療をおこなっております。

1. オンライン資格確認等システムによる取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
2. マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
3. 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施してまいります(今後導入予定です)。

#### がん性疼痛緩和指導管理料

緩和ケアに関する研修を修了し、実務経験を持つ医師が在籍しております。がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与しているがん患者さんに対し、WHO 方式に基づくがん性疼痛の治療法に従い、副作用対策を含めた計画的な治療管理を継続して行います。

### 情報通信機器を用いた診療

「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。

ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- 1.麻薬及び向精神薬の処方
- 2.基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品  
(診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤)の処方
- 3.基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上の処方